

平成28年度第9回中郷区地域協議会次第

日 時:平成28年11月30日(水)18時30分～

場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1)地域協議会会長会議の開催結果について …資料No.1

(2)町内会長連絡会議への説明結果について …資料なし

4 協 議

(1) 自主審議事項について …資料No.2

5 その他

6 閉 会

資料No.1
第9回地域協議会
H28. 11. 30

地域協議会会長会議 次第

と き 平成 28 年 11 月 7 日 (月)
午後 3 時 30 分～

ところ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 連絡事項

- ・ 地域協議会及び地域活動支援事業に係る課題等について
- ・ 平成 29 年度地域活動支援事業案の概要について

4 意見交換

- * 3 グループに分かれての意見交換
- * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 閉会

[資料]

- ・ 次第
- ・ 資料 1 地域協議会及び地域活動支援事業に係る課題等について
- ・ 資料 2 平成 29 年度地域活動支援事業案の概要

地域協議会及び地域活動支援事業に係る課題等について

本会長会議の議題とすべき地域協議会及び地域活動支援事業に係る課題や改善策等について報告をお願いしたところ、下記のとおりご意見等をいただきました。

ご意見等は、これまで議論を重ねた上で整理している事項のほか、各地域協議会において決めていただける事項であります。ご意見の右側欄にその考え方を示させていただきました。

なお、グループに分かれての意見交換の際にテーマに取り上げていただくなど、ご議論の参考としていただきますよう、お願いいたします。

【地域協議会に関すること】

ご意見（課題内容、改善策）	市の方針・考え方
地域協議会で住民の生の声を市政に強力に反映させるためには、地域協議会だけでは力不足であるため、市議会議員との情報共有・連携が重要。年1回くらいの交流会を開催してはどうか。	地域協議会は市長が地域の声を聴くために設置した機関（市長の附属機関）であり、市長に対して直接意見を述べる権限を持ち、市長は地域協議会からの意見を尊重して市政運営を行います。このため、ご意見の主旨での議員との交流の場は必要ないものと考えます。 ただし、議員との情報交換の機会を妨げるものではありません。
市全体で「人づくり」を考える時期にきている。地域協議会の中でも専門の委員会を設置するなど、人材発掘に真剣に取り組んではどうか。	市ではまちづくりの目標となる「上越市第6次総合計画」の中で人材育成（担い手育成）に取り組んでいくことを掲げ、「元気の出るふるさと講座」や「地域コミュニティ活動サポート事業」などをすでに実施しています。 これらの取組は地域協議会委員の育成に特化したものではありませんが、地域協議会の中でも人材育成の手法等についてご議論いただければと思います。
委員が他地区に個人で出向いて調査・勉強する際の交通費の支払いが必要ではないか。	費用弁償の1回当たり1,200円は、会議出席分と事前の情報収集や調査等のための活動費用分を含めた金額となっています。
地域協議会の定例会のほか自主的審議を行うための分科会もほぼ毎月開催されており、委員の負担が大きい。	自主的審議を分科会で行っている地域協議会もありますし、分科会を設けずに、テーマを絞って重点的に協議している地域協議会もあるなど、進め方等は各地域協議会に委ねられています。
自主的審議事項について、協議会委員全員が集まる定例会の場では時間が限られているため、委員全員で十分な議論ができない状況にある。	十分な議論が尽くせるよう、ぜひ、それぞれの地域協議会で、よりよい実施方法等をご検討いただきたいと思います。
地域協議会委員の住所は公開しなくてよいのではないか。	「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」第13条で「市長は、(中略)委員を選任したときはその住所及び氏名をそれぞれ速やかに告示しなければならない」と定めています。これに基づき、委員の住所も公開しています。 これは、地域協議会委員が地域自治区の住民の代表という位置付けであることから、どのような方が委員となっているのかを明らかにしているものです。

【地域活動支援事業に関すること】

ご意見（課題内容、改善策）	市の方針・考え方
<p>地域自治区ごとの自主性は理解できるが、活動が伴わない物品購入のみの事業が採択されているケースが見られる。そのようなものは補助対象外とし、Q & Aに明確に記載してはどうか。</p>	<p>活動を伴わない物品購入のみの事業はありませんが、公開されている活動事例集や事業の一覧などに記載した内容に、活動がわかりにくいものもあることから、今後、活動内容がわかるような記載とします。</p>
<p>審査等に費やす時間が多く、大きな負担になっており、本来時間をとるべき自主審議の時間があまりとれていない。審査の在り方について、根本的などころから見直しができないか。</p>	<p>地域活動支援事業の審査を地域協議会に担っていただく大きな目的は、審査を通じて地域の活動団体の状況や地域の課題を把握することができるためであり、そのことが自主的審議につながることも考えています。</p> <p>また、住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考えます。</p>
<p>審査項目が抽象的でわかりにくく審査しづらい。</p>	<p>申請者、審査する側、双方にとってわかりやすいことが必要と考えますので、わかりにくい部分について具体的にご指摘ください。</p>
<p>地域活動支援事業に提案したくても、よくわからず利用できていない団体がある。</p>	<p>提案についての相談は、各総合事務所やまちづくりセンターが対応していますので、今後とも、気軽に相談に応じることをPRしてまいります。委員の皆さんからも地域の方にPRくださるとともに、そのような団体がおられる場合、まずは相談するようにお伝えください。</p>
<p>多くの市民は知らないか無関心。具体的な取組事例を市の広報紙で取り上げるなど、市をあげてその周知を図ってはどうか。</p>	<p>募集については毎年広報上越に掲載しており、また、取組事例を発表する地域活動フォーラムを毎年開催しています。そのほか、各区においても新年度の募集にあわせて事例発表を兼ねた説明会を開催するなど、その周知に努めています。引き続き市民の皆さんから関心を持っていただけるような周知方法を検討してまいります。委員の皆さんからもPRをお願いします。</p>
<p>区によっては当初提案で配分額をオーバーした場合、提案内容を十分精査せず、配分額を全て当初提案で使い切るために調整して採択しているところがあるように思える。そのようなことが行われないう、追加募集を行うことを前提とするなど、統一的なルールを決めるべきではないか。</p>	<p>地域活動支援事業の採択にあたっては各地域協議会で厳格に審査を行っていただいていると認識しております。</p> <p>また、追加募集の要否については、地域の状況に応じて、各地域協議会に判断いただくルールとしています。</p>

平成 29 年度地域活動支援事業案の概要

◎ 平成 29 年度地域活動支援事業の概要は、平成 28 年度と同様とする。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い	5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
3 今後の主なスケジュール	
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

(2) 運用方針

- 使途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

(3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、各区の「採択方針の決定」と「審査」を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながること、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することは行わない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
 - ・事業の募集に先立ち、地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。
 - ・なお、検討の結果、前年度からの変更を行わないことも考えられる。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
 - ・事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、平成 28 年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」を PR する。
 - ・地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。

(4) 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

資料No.2
第9回地域協議会
H28.11.30

課題の整理の進め方（案）

【11月地域協議会】

中郷区が抱える地域課題を様々な角度から把握するため、各委員より日ごろ感じている課題について、自由発言にて述べてもらう。



【12月地域協議会】

11月の地域協議会で出た課題を基に意見交換。課題の整理を行う。



【1月地域協議会】

12月の地域協議会で整理した課題について、それぞれの目指すべき方向性を協議。



【2月地域協議会】

地域協議会として把握した課題及び目指すべき方向性を確認。活動報告会における意見交換の資料とする。



【3月地域協議会】

活動報告会の意見交換で出た意見を集約し、地域課題の絞込みを行う。課題及び目指すべき方向性の案をまとめる。